

静岡県告示第56号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和3年1月29日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年1月29日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
一般国道	136号	伊豆市上船原字弁天平 1219番の1から	前	14.4~16.6	19.7
		伊豆市上船原字弁天平 1219番の1まで	後	14.4~35.2	19.7

=====

静岡県告示第57号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和3年1月29日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年1月29日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	下土狩徳倉 沼津港線	沼津市下香貫字前角 967番の1から	前	35.0~44.4	28.0
		沼津市下香貫字前角 980番の5まで	後	40.2~52.6	28.0

=====

静岡県告示第58号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示

する。

その関係図面は、令和3年1月29日から2週間島田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年1月29日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	静岡朝比奈藤枝線	藤枝市岡部町宮島字ヒモノ沢 986番の4地内	前	11.4~17.6	4.1
			後	16.6~17.6	4.1

=====

#### 静岡県告示第59号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和3年1月29日から2週間島田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年1月29日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	高洲和田線	焼津市中新田字宮西 1624番の4から 焼津市中新田字大島 2番の11まで	前	㉠ 7.6~22.4	1,320.8
			後	㉠ 7.6~22.4	1,320.8
		焼津市中新田字宮西 1624番の10から 焼津市中新田字道灌島 927番の1まで	後	㉡ 17.0~25.0	537.7

備考 ㉠及び㉡は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

=====

静岡県告示第60号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和3年1月29日から2週間袋井土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年1月29日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	磐田天竜線	磐田市上神増字沢上1060番の4から	前	14.9~16.4	79.3
		磐田市上神増字沢上1042番の5まで	後	14.4~15.0	79.3

=====

静岡県告示第61号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和3年1月29日から2週間袋井土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年1月29日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	横川磐田線	磐田市大平字シルタリ459番の10地内	前	14.5~19.2	19.9
			後	14.8~20.6	19.9